



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

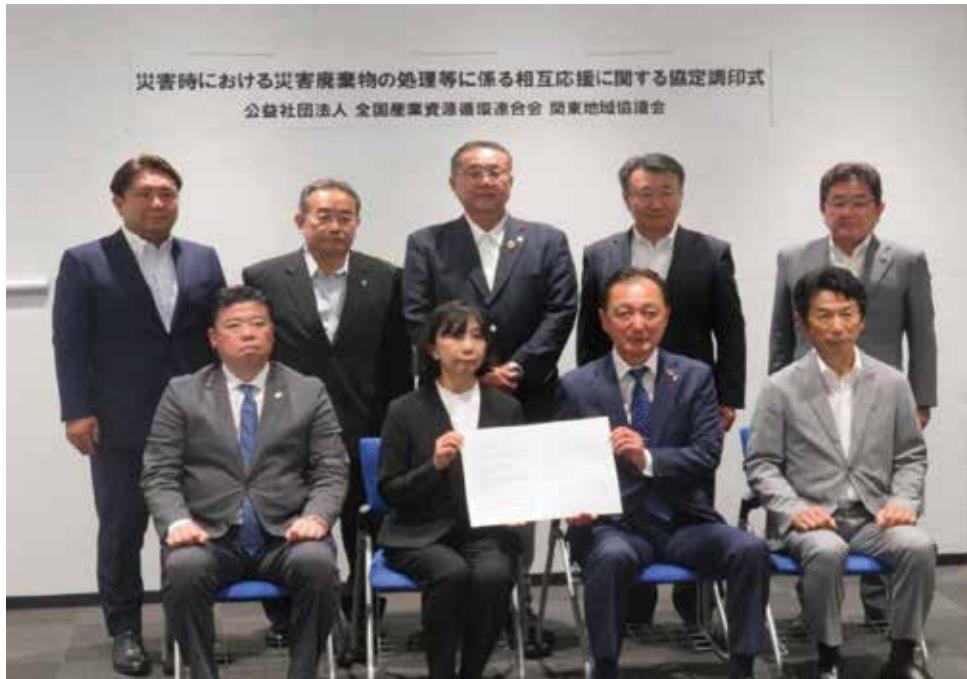
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.137
8月号

災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定に調印

令和5年6月30日（金）に、（公社）全国産業資源循環連合会 関東地域協議会の「災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定」の調印式が、東京都千代田区内神田（エッサム神田二号館6階）にて行われ、環境省関東地方環境事務所所長、関東7都県の会長とともに当協会の菊池清二会長が署名しました。

この協定は、災害が頻発する中、近県で相互応援することで迅速な災害廃棄物の処理を行うことを目的としています。調印式後に、令和元年の水害など災害廃棄物の処理に関する経験について環境省を交え、本番に備え何をしておくか本番はどうするか意見交換しました。



【各県からの意見】

- ◆協会が受託し廃棄物処理をしたときは、20弱の市町から支援要請があり優先順位をつけざるを得ず苦慮した。
- ◆災害廃棄物を産廃の施設で破碎し、一廃の焼却施設で焼却する連携により迅速な処分ができた。処理フローの一部を担うだけでも十分な支援になった。
- ◆竜巻と浸水の被災物の性状は異なるので、災害により対処方法を準備する必要あり。
- ◆仮置場はすぐに満杯になるため、搬入と並行して搬出することを考えておかなければならぬ。搬出するために仮置場に分別スペースが必要である。
- ◆特に水害の被災物には泥が付着し、仮置場内の通路はぬかるむので、早めに敷鉄板を用意することが必要である。
- ◆平時から、自治体の仮置場情報をもらい準備したいが、公表が難しいという。⇒環境省から「どうしても難しいらしい」とのコメントがあり。

～協会ニュース～

災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会（以下「協議会」という。）を構成する各都県協会は、災害時の災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協議会の地域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、災害廃棄物の処理等について、各都県協会のみでは十分な対応が困難な場合において、協議会を構成する各都県協会の連携と協力のもと相互応援するために必要な事項を定めるものである。

（応援内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物処理に係る人員、車両、資機材の調達
- (2) 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分（再生を含む）
- (3) 仮置場の管理・運営
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（応援要請）

第3条 応援要請都県協会は、次に掲げる事項を文書で応援実施都県協会に通知する。

ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 行政庁が交付した災害廃棄物処理に関する要請書等の内容
- (2) 市区町村の名称及び応援の場所
- (3) 応援内容
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（実施報告）

第4条 応援を実施した会員は、応援実施都県協会を経由し、応援要請都県協会へ報告する。

（経費負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として当該処理に係る市区町村等が負担する。

（行政機関との連携）

第6条 各都県協会は、災害発生時の相互応援を円滑に行うため、関係行政機関との密接な連携を図るものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議会において定める。

～協会ニュース～

本協定の成立を証するため、各都県協会長等が記名押印の上、各自 1通を保有する。

令和5年6月30日

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会

公益社団法人 栃木県産業資源循環協会

会長

古矢 浩

会長

菊池 清二



公益社団法人 群馬県環境資源創生協会

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

会長

金沢 登志夫

会長

島村 幸之



一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

会長

杉田 昭義

会長

鈴木 実和



公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会

一般社団法人 山梨県産業資源循環協会

会長

前田 達也

会長

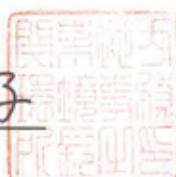
反田 成樹



立会人 環境省 関東地方環境事務所

所長

大森 克子



【青年部】令和5年度環境学習出前授業に参加しました

当協会では、栃木県や関係団体と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の重要性や安全性について正確な情報を発信するなど、処理施設に対する県民理解促進のための様々な事業を行っております。今年度も事業の一環として、7月5日(水)、大田原市立蛭田小学校、7月14日(金)、佐野市立犬伏東小学校において環境学習出前授業が開催され、青年部の小林部長、山本副部長、五月女顧問、村上部員などが参加しました。

環境学習出前授業は、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割などの説明を通じて、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶ授業を行っております。

青年部員は、子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験しました。



【蛭田小学校】



【犬伏東小学校】

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和5年7月30日現在、28名の部員がありますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和5(2023)年 9月 25日(月) 13:30~
2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室(3F)
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 ①暴力団の現状と対策について
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員
4. 定 員 50名
5. 受講料 無料

栃木県初の産業廃棄物管理型最終処分場 エコグリーンとちぎのご紹介③開業直前号

<開業準備状況>



管理棟2階 見学ホール

『見学ホールの内装が完成』

地元の木材（八溝杉）を使い、あたたかみのある空間をつくり出しています。

見学ホールのある管理棟2階は被覆施設棟と浸出水処理施設棟につながっており、雨天時でも屋外へ出ることなく見学することができます。

現在は、ジオラマなどの展示物を搬入しています。

<工事状況>

(2023年7月6日時点)



被覆施設棟全景（南側より）



管理棟 浸出水処理施設棟



計量棟

<受入廃棄物>

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、施行令第2条第13号廃棄物

問い合わせ先：株式会社クリーンテック(024-541-2817)

募 集



産業廃棄物処理助成事業

～令和6年度 募集要項～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業及びプラスチック資源循環認定研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

みなさまの積極的なご応募をお待ちしております。

【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和6年4月から1年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和8年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続して助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

【応募手続き】

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanpainen.or.jp/service02.php?id=35>



(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和5年9月29日（金） 消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 資源循環企画推進部（担当：齋喜、遠藤）

TEL: 03-4355-0155 E-mail: info@sanpainen.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の メルテック株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：メルテック株式会社 代表取締役 鈴木 智也

本 社：栃木県小山市大字梁2333番29

TEL 0285-49-1080 FAX 0285-49-1084

ホームページ <https://www.dowa-eco.co.jp/MLT/>

設 立：1995年 6月 従業員数：66名

2 許可の取得状況

【一般廃棄物処理業】

○一般廃棄物処理業許可

許可番号：小山市指令環第2-44号

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業許可

許可番号：00920151268

○その他

・エコアクション21

・とちの輪エコ製品認定：徐冷スラグ(メルエース)



3 事業概要と処理の流れ

当社ではゴミ処理場の焼却灰などを主に関東及び中部エリアから集荷し再資源化しています。

集荷された灰は異物除去や乾燥後、溶融処理しやすいように固形化します。

固形化された灰はコークスとともに溶融炉に投入し1,500°C以上で高温溶融され、スラグ容器に流し込まれます。

スラグ容器に流し込まれた溶融物は、時間をかけて冷却することで比重差により、溶融メタルと徐冷スラグ(メルエース)に分離されます。

徐冷スラグ(メルエース)は品質検査後、再生碎石会社に販売され、路盤材や整地材に利用されます。

溶融メタルはグループ会社の製錬所に売却され、金、銀、銅、およびパラジウムなどの貴金属が回収されます。



4 会社からの一言

当社では焼却灰等の溶融を行い徐冷スラグや貴金属を回収し、それらが素材原料として再利用されることで、資源循環型社会形成に貢献しています。独自のコークスベット溶融方式によって、従来埋め立てされていた灰から資源を生み出すことで資源創造を実現しています。

また当社では安全に関する取り組みを徹底することで、約6年間にわたり無災害を継続しており現在も更新中です。地域の清掃活動や工場見学会など地域貢献活動も積極的に実施することで、地域共生を図り信頼される会社を目指しています。

更なる省エネルギー化やCO₂排出量の低減などについて今後も継続的に取り組んでいきます。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、超基本的ながら通知も知っていないとなかなか悩む問題でしたね。

宿題Q、産業廃棄物の定義に関する記述中、(1)～(5)のうち、誤っているものはどれか。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)土砂、(4)廃油、(5)廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

【解説】

産業廃棄物は次のように定義されている。

(定義)

第2条（中略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

したがって、(3)の「土砂」が誤り。

また、「輸入された廃棄物」は事業活動の有無を問わず「産業廃棄物」となる。

なお、第2条第4項第1号の「その他政令で定める廃棄物」とは、14種類ある。

これらは事業活動に伴って生じた廃棄物が該当し、事業活動を伴わずに生じた廃棄物は「産業廃棄物」には該当しない。

廃棄物処理法では「産業廃棄物」を具体的に定め、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定義している。

正解 (3)

この問題は入門者で、教科書で条文を覚えた方は迷うこと無く答えられたでしょう。ところが、ある程度経験を積んで、特に建設系の廃棄物について勉強した方は迷うんですよね。と言うのは、建設工事から排出される無機性の「汚泥」なども「土砂」ではないか？こちらはコーン指数200以下だと産業廃棄物の「汚泥」になるよなあ。などと。

これについては、相当マニアックになりますが、次の問題を。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内の掘削工事で排出した砂利を破碎したものは廃棄物でない。
- (2) 建設現場内の掘削工事で排出した岩石を破碎したものは廃棄物でない。
- (3) 建設現場内の掘削工事で排出した含水率が高く微細な泥状のものは産業廃棄物である。
- (4) 建設現場内の掘削工事で排出したコンクリート殻などは廃棄物でない。
- (5) 建設現場内の掘削工事で水を注入しながら削孔して生じた微細粒状物（くり粉）と水の混合物は産業廃棄物である。

【解説】

廃棄物は発生した時点で判断されるものであるが、「土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」については廃棄物ではないと通知されている。（昭和 46 年 10 月 16 日環整第 43 号 厚生省通知）したがって、これらのものを破碎しても廃棄物にはあたらない。

建設工事にかかる掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱うことと通知され、泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けない状態をいい、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m^2 以下と通知されている。（平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号環境省通知）

また、工事現場の掘削工事などで排出されるコンクリート殻や金属くずなどは当然土砂ではないので、廃棄物として処理する必要がある。

正解 (4)

今回の宿題はやはり建設系廃棄物関連で、現場ではなかなか悩ましい問題を。



宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内から発生したコンクリート片など再生利用されるものであっても廃棄物である。
- (2) 建設現場内から発生した廃棄物でも埋め戻し可能なものは廃棄物ではない。
- (3) 建設現場内から発生した地山掘削からの土砂は廃棄物ではない。
- (4) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものは廃棄物である。
- (5) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものをプレスしたものは廃棄物である。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）

2023年3月31日、環境省は、排出事業者による処理業者の処理状況確認、行政担当者による立入検査、技術管理者の職務等について、デジタル技術の活用を認める通知を発出しました。

デジタル社会の実現のため、国は代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）の見直しを求めていました。そこで環境省は、廃棄物処理法関連の規制や実務について、オンライン会議、メールなどの活用を認める通知を発出しました。廃棄物処理法では、排出事業者が処理業者の処理状況を確認するために、必ず現地を確認する義務はありません。しかし条例等でこれを要求する自治体もあり、排出事業者には大きな負担となっています。また、処理施設の維持管理確認等はオンラインで可能な部分もあります。自治体への許可申請等についても、本来はオンライン申請を中心とすべきでしょう。この通知により、自治体がオンラインの取扱いをどの程度推進するか不透明ですが、国民の負担軽減のためにも、デジタル化の推進が重要だと思います。

<https://www.env.go.jp/content/000126058.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年7月3日掲載）

○プラスチック汚染防止条約

2022年3月、国連において、プラスチック汚染防止のために法的拘束力のある条約を作ることが決定しました。

これを受け、2022年12月に第1回、2023年5月に第2回の政府間交渉が行われています。政府間交渉は2024年末まで続く予定です。日本では既にプラスチック資源循環法が成立・施行されています。しかし、この法律は多様な当事者の自主的取り組みを進めるものであり、規制的な側面はほとんどありません。今回の条約では、一次プラスチック・ポリマーの生産制限、懸念のある化学物質やポリマーの使用禁止、問題のあるプラスチック製品の使用禁止、段階的禁止・削減などが議論されています。排出削減・再利用の促進だけではなく、本格的な環境配慮設計が必要とされるかもしれません。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221205008/20221205008.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230605005/20230605005.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年7月10日掲載）

○資源有効利用促進法改正・建設発生土

建設発生土の有効利用を進めるとともに搬出先を管理するため、2022年資源有効利用促進法政省令が改正され、2023年5月から施行されています。

建設発生土は廃棄物ではありませんが、建設副産物に該当します。建設発生土による土砂災害その他の不適正な事案を防止するため、2022年資源有効利用促進法政省令が改正されました。再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等、元請業者責任の強化等が行われています。別途制定された盛土規制法と連携し、建設発生土の適切な利用が推進されます。

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/10/3cf94634493b2c67454fd1e09af123fd-1.pdf>

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/10/16892535f63764cdb9030a7a8ae93300-1.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年7月18日掲載）

～相談事例～

Q

こんな時、どうするの

食品製造工場で使用していたプラスチックのコンテナを譲り受けて、自家用に使用していました。不要になったのでクリーンセンターに搬入したら、産廃は受け入れられないと断られました。産廃の処理をやっているところで個人はねえと断られてしまいました。どうしたらいいですか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は、物置小屋の掃除をして、使い古したコンテナがたくさんあり物置小屋を占有しているので廃棄したいと、クリーンセンターに搬入しました。しかし、これは産廃だと言われてしまい持ち帰ってきたのですが、どうしたら良いですか。個人で使っていたものですが、工場で使っていたものを譲り受けて使っていたものは産廃なんですか？産廃の業者に聞いたら家庭から出たものは受け付けられないって。どうしたらいいでしょう。

(協会)

家庭で使っていたものは、一般廃棄物ですので、クリーンセンターで処分してほしいのですが、大量なので断られたのでしょうか。市役所には相談しましたか？

(相談者)

市役所とクリーンセンターは違うんですか？

(協会)

家庭で使用し処分したいものについては、市の責任で処分することにはなっていますが、適正処理しなければいけませんから秩序ある搬入を市民に求めています。大量であったり処理が難しいものを「処理困難」としてお断りすることがあります、今回は大量にあったようですね。

(相談者)

そうかもしれません。だから産業廃棄物を処分してくれるところを知りたいです。

(協会)

産業廃棄物でないものを産業廃棄物の業者が取り扱うことができませんので、ご紹介できないのです。

(相談者)

では、市役所に聞いてみます。

(相談者)

事業で使っていたものは受け入れられない一点張りで困りました。私は、このコンテナを使っていました食品工場で働いていたのですが、今はその工場は廃業しているのです。

(協会)

あなたが使用していて不要になったわけで、あなたが廃棄するのであれば一般廃棄物であることは間違ひありません。工場にお返しし、使用後に産業廃棄物となる道はあったかもしれません。廃業しているということですので、その方法も難しいのですね。ところで、一度、産廃の業者に話を持ち掛けて「個人との契約はできない」ということでしたか。

(相談者)

個人との契約は受けくれないというのです。

(協会)

個人事業主というケースもありますから、一概に個人としての契約を否定するものではありません。市は事業で使ったものは産業廃棄物と判断しているようですね。仕方ありません。市から「自分で処分するように」と指導されていると説明し、産廃と一廃の両方の許可を持つ業者を紹介しましょう。適正処理ができることが第一ですね。

(相談者)

聞いてみます。よかったです。

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



処理施設の墜落・転落災害の防止対策

昨年、神奈川県の産業廃棄物業の会社で、下記のような墜落・転落の死亡災害が発生しました。

“発生概要”の内容から判断すると、通路の端部に手すり代わりとしてプラスチックチェーンを使用していたため、強度がなく簡単に切断したことにより、50歳代の従業員が約3m下の地面へ墜落したものと思われます。

どのようにして墜落・転落災害を防止すればいいのでしょうか。

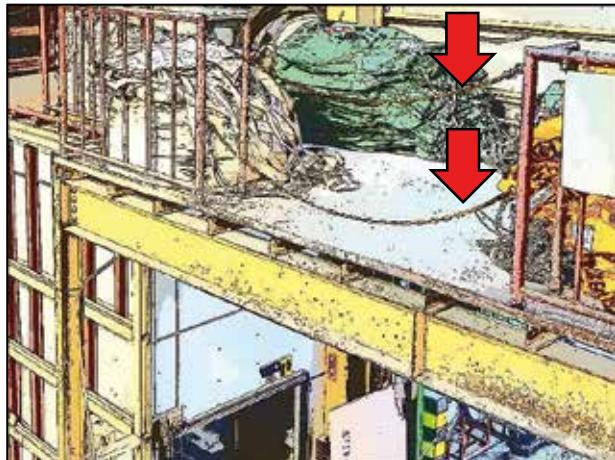


令和4年 死亡災害の概要

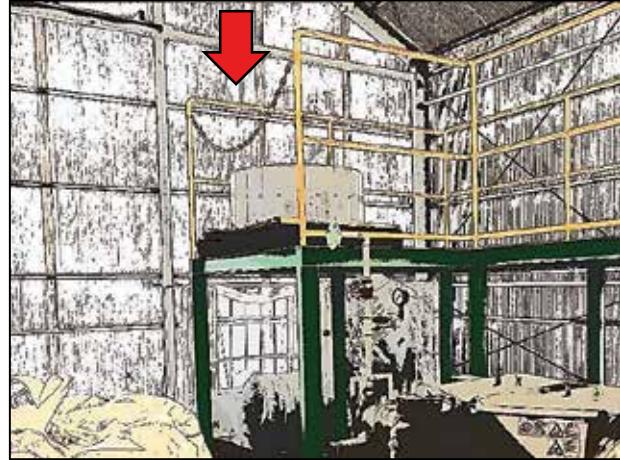
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
2	1月 13時頃	清掃・と畜業 (産業廃棄物 処理業) 10人～29人 50歳～54歳	通路 墜落、転落	ごみ収集用品を持ち自社倉庫2階の扉を出て外階段への通路(1階屋上の外縁部)を歩行中、通路の端に張り渡してあった <u>プラスチック製チェーン</u> の切断個所から、約3メートル下の地面へ墜落した。

下記ように処理施設で似たような状況を見かけます。みなさんの職場はどうでしょうか。

図表1 プラチーン設置の事例1



図表2 プラチーン設置の事例2



～ワンポイント安全衛生～

労働安全衛生規則は、墜落の危険のある通路等について定めています。

労働安全衛生規則 第 552 条（架設通路）《抜粋》

事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 勾配は、30 度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが 2 メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 勾配が 15 度を超えるものには、踏桟その他の滑止めを設けること。
- 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
 - イ 高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備
 - ロ 高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下の桟又はこれと同等以上の機能を有する設備

黄色や緑色のマーク一箇所は、通達の細部事項で、もう少し具体的な内容が示されています。

通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」《抜粋》

（基発第 0311001 号、平成 21 年 3 月 11 日）

第 3 細部事項

2 安衛則第 552 条関係

- (1) 第 4 号の「丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。」とは、纖維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。
- (4) 第 4 号ロの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

可撓性（かとうせい）とは、外力が加わったときにしなやかにたわむ性質をいいます。纖維ロープの他に、プラスチック製チェーン、ワイヤーなどが含まれます。

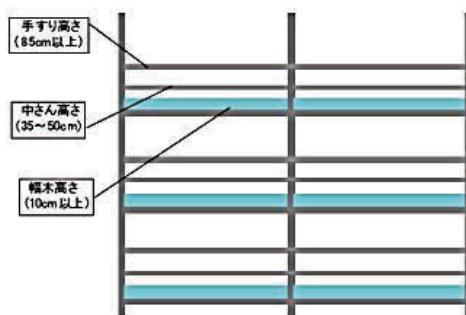
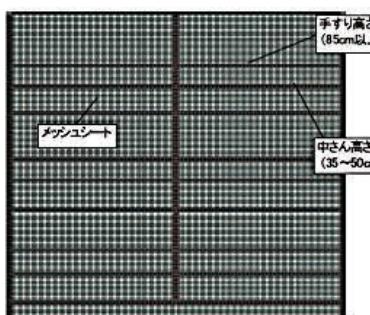
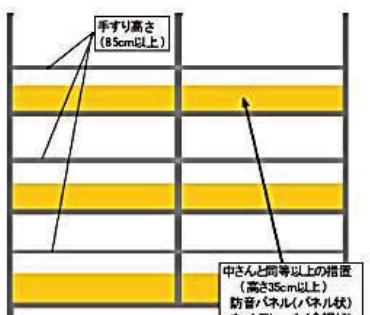
このことを踏まえて、多くの処理施設では右のような手すりや中桟などを設置しています（図表 3）。

下図は足場のリーフレットですが、「労働安全衛生規則（足場等）が改正されました（平成 21 年）（厚生労働省）」の中に参考となる図表がありますので、紹介します。図表 3 左側写真 → 図表 4 左側、図表 3 右側写真 → 図表 4 真中にそれぞれ対応しています。

図表 3 棒状の丈夫な部材（2 事例）



図表 4 単管足場等の墜落などの措置

手すり(高さ 85cm 以上の位置) + 中さん(高さ 35~50cm の位置) + 幅木(高さ 10cm 以上)	手すり(高さ 85cm 以上の位置) + 中さん(高さ 35~50cm の位置) + メッシュシート	手すり(高さ 85cm 以上の位置) + 中さんと同等以上の措置 (高さ 35cm 以上)
		

C S P 労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

令和5(2023)年度 とちの環工コ製品 栃木県リサイクル製品認定制度



募集
します



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■募集期間

令和5(2023)年7月20日(木)～10月6日(金)



■申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書（正本1部・副本2部）

■申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市本町2-2828-4	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

～行政ニュース～

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること



- 1 安全性
 - 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
 - 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など
- 2 品質
 - JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること
 - 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など
- 3 循環資源の利用割合に関する基準
 - 公的機関等が定める基準を満たしていること
 - 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類【正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）】

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
 - 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
 - 認定要件に該当する製品であることを証する書類
 - 会社案内、パンフレット など
- ※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
(令和5(2023)年度に認定する製品は、令和11(2029)年3月31日まで)

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

- 申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

- 実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- [· 申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
· その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課 (TEL028-623-3228) まで]



そのお住まい、 とちぎ材で。

とちぎの森林から産出された木材を
使うことで、伐って、使って、植えるという
森林の循環利用が生まれ、森林資源が
未来へと継承されます。



令和5(2023)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

※本事業は、[フラット35]地域連携型(地域活性化)との連携事業です。

住宅の新築や増改築を検討されている方へ

新築事業

県産出材
使用量に応じて プラス 一定以上使用で
7.5~60万円 **10万円上乗せ**
もらえます!

いずれかを
プラス 一定以上使用で
・県産石材(大谷石)
・県産漆喰
・鹿沼組子または日光彫

増改築事業

県産出材
使用量に応じて
7.5~22.5万円
もらえます!

- 地域の木材を使うことで、森林の多面的機能が守られます！
- 地域材の利用で輸送時に生じるCO₂の削減にも貢献！



お問い合わせ 栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当
TEL.028-623-3277 QRコードのリンク先で申請の手引きや
申請書等のダウンロードができます



令和5(2023)年度 とちぎ材の家づくり支援事業

1.補助金額 工事種別(新築or増改築)や県産木材使用量により補助金額がかわります。

新 築

県産出材使用量	補助金額
40m ³ 以上	60万円
35m ³ 以上40m ³ 未満	52.5万円
30m ³ 以上35m ³ 未満	45万円
25m ³ 以上30m ³ 未満	37.5万円
20m ³ 以上25m ³ 未満	30万円
15m ³ 以上20m ³ 未満	22.5万円
10m ³ 以上15m ³ 未満	15万円
5m ³ 以上10m ³ 未満	7.5万円

増改築

県産出材使用量	補助金額
15m ³ 以上	22.5万円
10m ³ 以上15m ³ 未満	15万円
5m ³ 以上10m ³ 未満	7.5万円

上乗せ

プラス!

県産出材使用量	補助金額
県産石材を内装材等に5m ³ 以上	10万円
県産漆喰を内装材等に40m ³ 以上	
伝統工芸品を内装材等に2m ³ 以上	

※上乗せ補助はいずれか
1つが対象となります

2.補助要件

住宅の要件	新 築	増改築
	県内に居住するための木造住宅の新築	県内に居住している住宅の増築・改築
	①軸組工法であること ②一戸建て住宅であること	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を5m ³ 以上使用
	延べ面積 30m ² 以上(車庫部分を除く)	
	①使用木材に合法木材を使用 ②県産出材を5m ³ 以上使用 ③使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用 ④構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用	
	令和6(2024)年3月8日までに事業完了し、同日までに実績報告を提出できること	
	施工者 建設業許可業者(建築一式)が施工すること	
県税の納税	申請者が県税を滞納していないこと	

3.募集戸数

募集戸数 新築:420戸 増改築:30戸

募集期間 4期に分けて募集(現在の募集状況はHPをご覧ください)



4.申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会 〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 TEL.028-652-3687



栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業

ゼロエネルギー住宅への補助もあります(新築対象1戸20万円)

ニユートラくん

詳しくは



栃木県環境森林部気候変動対策課
TEL.028-623-3186

産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



環境省
後援

令和5年度開催案内！ (申込受付開始：7月3日～)

【学習期間(約1ヶ月間) 下記の2つから選択】

第1期：8月3日～8月29日

第2期：9月5日～9月27日

【受講料】
1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】 業態に合わせ3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

産廃 人材育成

検索



【お問い合わせ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

e ラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間／月～金 9時～17時

●定休日／土日・祝日



産業資源循環連合会

「てきねん」

2023.06

体感する 奥日光へ！

移ろいゆく四季、大自然に迷い込んだかのようなリアル体験！

時空を超えた壮大な歴史物語を堪能！

奥日光の成り立ち



奥日光の自然

湿原に暮らす生きものたち

絶景を求めて登拝



奥日光美しき水の旅



生きものたちと一緒に記念撮影



森に暮らす生きものたち



奥日光でアクティビティ体験



奥日光の歴史

奥日光 時空の旅



入館料

個人料金 団体料金

大人(高校生以上)	510円	410円
小人(4才～中学生)	260円	210円

開館期間

4月1日～11月10日 9:00～17:00

11月11日～3月31日 10:00～16:00

◆閉館時間の30分前までにご入館ください。

休館日

5月～11月 無休

12月～4月 月曜日(祝日の場合、翌日以降に振り替え)

年末年始 12月29日～1月3日

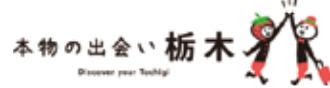
日光自然博物館

〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1

<https://www.nikko-nsm.co.jp/>

~栃木県内のまつり・イベント情報~

栃木県内のまつり・イベント情報(8月・9月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
8月6日(日)、8月27日(日) 15:00～21:00(14:30開場)	黒磯 日用夜市 vol.6	那須塩原市	JR黒磯駅前広場及び隣接道路(那須塩原市塩原)	日用夜市実行委員会	@nichiyochi Instagram
8月11日(金・祝) 雨天決行 (荒天中止) 18:00～21:30	益子夜市2023	益子町	城内坂通り周辺 (芳賀郡益子町城内坂)	①益子町観光協会 ②益子夜市Facebook	①0285-70-1120② https://www.facebook.com/mashikoyochi/
8月11日(金・祝)～20日(日) ■オープニングイベント8月11日(金・祝)、12日(土)	ひまわり祭り	益子町	益子町上山地区 (芳賀郡益子町上山) ※道の駅ましこから約500m	ましこ花のまちづくり実行委員会事務局 (益子町中央公民館内)	0285-72-3101 http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/page000224.html
8月12日(土) ■午前の部 11:00～12:00 ■午後の部 14:00～15:00	フレッシュ青春コンサートⅢ	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール (日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
8月12日(土) 19:30～21:30	究極の闇体験!『日光湯元ナイトハイク』	日光市	日光湯元ビジターセンター (日光市湯元)	自然公園財団日光支部	0288-62-2461
8月13日(日)16:00～21:00 ■花火打上 20:30～21:00 ※予定	足尾町納涼祭	日光市	足尾行政センター前駐車場 (日光市足尾町通洞)	足尾行政センター地域づくり推進係	0288-93-3115
8月14日(月)3:00～ ■3:00 護摩供養 ■4:00 登頂開始	石尊山梵天(栃木県指定文化財)	足利市	石尊山 (足利市小俣町)	梵天講・講元 藍場様	090-9376-3017
8月15日(火)	芭蕉の里くろばね夏まつり	大田原市	那珂川河川公園 (大田原市黒羽向町)	①大田原市観光協会 ②黒羽商工	①0287-54-1110 ②0287-54-0568
雨天延期 8月15日(火) の場合: 18:00～21:00 8月16日(水) (水)実施	真岡の灯ろう流し ～ちりばめられた宝石のように川面に浮かぶ～	真岡市	行屋川水辺公園 (真岡市台町) ※真岡小学校東側	真岡商工会議所	0285-82-3305
8月16日(水)	佐久山納涼花火大会	大田原市	箒川河川敷 (大田原市佐久山) ※岩井橋付近	大田原市観光協会	0287-54-1110
8月16日(水)	足利百景八木節のふるさと祭り	足利市	御厨地区コミュニティ運動場 (足利市百頭町2017)	御厨公民館	0284-71-0296
8月19日(土) 18:00～21:00頃	もおか木綿踊り ～見て踊って食べて楽しめる～	真岡市	荒町本通り (真岡市荒町)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
8月26日(土) ■花火打上 19:30～20:30	尊徳夏まつり ～夏の最後の思い出に～	真岡市	鬼怒川河川敷緑地公園 (真岡市砂ヶ原) ※砂ヶ原橋下流左岸側	尊徳夏まつり実行委員会	0285-74-4666
8月26日(土) 予定 11:30～20:00	きつれがわサマーフェスティバル&花火大会2023	さくら市	荒川水辺公園 (さくら市喜連川) ※道の駅きつれがわ隣	喜連川観光協会	028-686-3013
8月26日(土) ■第1部 18:30～ ■第2部 20:00～	壬生ふるさとまつり	壬生町	壬生総合公園陸上競技場 (下都賀郡壬生町国谷783-1) ※壬生町おもちゃ博物館隣	壬生町観光協会	0282-81-1844
8月26日(土)～27日(日) 10:00～16:00	かみのかわサンフラワー祭り	上三川町	上三川町農村環境改善センター グラウンド(河内郡上三川町大字上郷2140)	かみのかわサンフラワー祭り実行委員会 (上三川町商工会内)	0285-56-2206
8月27日(日) 9:00～12:00	第6回芭蕉の里くろばね 那珂川レディース鮎釣り大会(鮎レディ)	大田原市	那珂川河川公園 (黒羽商工会裏)	大田原市観光協会	0287-54-1110
・9月2日(土) 18:00開演 ・9月3日(日) 13:00開演	創作劇那須野の大地	那須塩原市	那須塩原市GUNEI三島ホーリー(那須塩原市東三島6丁目337)	劇団なすの	https://forms.office.com/r/VD2TCBqnAn
9月24日(日) 11:00～	塩原温泉古式湯まつり	那須塩原市	・元湯温泉 ・塩原八幡宮 ・那須塩原市塩原支所 ・湯つ歩の里	塩原温泉観光協会	0287-32-4000
9月24日(日) 10:00～	寺岡山元三大師 荻まつり	足利市	寺岡山元三大師 (足利市寺岡町871)	寺岡山元三大師	0284-91-3236
9月24日(日) 9:00～16:00	生子神社の泣き相撲 【国選択無形民俗文化財指定】	益子町	生子神社 (鹿沼市樅山町1167)	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

～栃木の酒～

08



日本酒

北関酒造
株式会社

(ほっかんしゅうぞう)

〒328-0004
栃木市田村町480
【電話】0282-27-9570
【HP】<http://www.hokkansyuzou.co.jp>

歴史と伝統を守りながら理想的な環境のもとで、常に最新の技術に裏打ちされた、確かな味と安定した高品質の日本酒を追求してまいります。全国新酒鑑評会で金賞受賞多数。



北冠
(ほっかん)

09



日本酒

相沢酒造
株式会社

(あいさわしゅうぞう)

〒327-0843
佐野市堀米町3954-1
【電話】0283-22-0423

「米を愛で、水を愛で、心で愛でる手造りの酒」をコンセプトとしています。県内の酒蔵のなかで最初に純米吟醸を製造、販売。「愛乃澤」は、数々の鑑評会で何度も受賞しています。

愛乃澤
(あいのさわ)



10



日本酒

第一酒造
株式会社

(だいいちしゅうぞう)

〒327-0031
佐野市田島町488
【電話】0283-22-0001
【HP】<http://www.sakekaika.co.jp>

1673年創業の県内最古の酒蔵。創業時から農業を営み、卓越した技術者集団による小規模で丁寧な酒造りは、洗練された味わいで「関東の三銘酒」と評されています。

開華
(かいか)



11



日本酒

吉井酒造

(よしいしゅうぞう)

〒327-0025
佐野市金屋下町2445
【電話】0283-22-0300

お客様に幸せをお届けする幸せ酒「福が来る」。明治の土間で、幸せを語りあい、美味しいお酒をゆっくりとご試飲下さい。海外の方も、どうぞ立ち寄りください。

初戎
(はつえびす)

12



日本酒・焼酎

片山酒造
株式会社

(かたやましゅうぞう)

〒321-1263
日光市瀬川1146-2
【電話】0288-21-0039
【HP】<http://www.kashiwazakari.com>

日光の美味しい水を使用し、昔ながらの佐瀬式の槽しづりで心を込めて仕込んでいます。平成29年に全国新酒鑑評会で金賞を受賞しました。酒蔵見学大歓迎です。

柏盛
(かしわざかり)



13



日本酒・焼酎

株式会社
渡邊佐平商店

(わたなべさへいしょうてん)

〒321-1261
日光市今市 450
【電話】0288-21-0007
【HP】<http://www.watanabesahei.co.jp>

純米酒こそ本物の地酒と考え、食事に合うお酒を丁寧に醸しています。酒蔵見学にも力を入れており、日本語だけでなく蔵元による英語のご案内も可能です。

清開
(せいかい)



14



日本酒・焼酎・リキュール 他

小林酒造
株式会社

(こばやししゅうぞう)

〒323-0061
小山市大字卒島743-1
【電話】0285-37-0005
【HP】<https://www.instagram.com/houubiden/>

明治5年創業。小山市美田地区に蔵を構える全国屈指の吟醸蔵。高品質な原料にこだわり、その土地の歴史やテロワールを伝えられるお酒造りを目指しています。

鳳凰美田
(ほうおうびでん)



15



日本酒

三福酒造
株式会社

(さんぶくしゅうぞう)

〒323-0057
小山市大字南小林87
【電話】0285-38-0003

可もなし、不可もなし、二次会に受けるお酒をモットーにしております。高品質でありながらリーズナブルに、お客様に長く愛され続けるお酒をご提供いたします。

ハゲ親父の隠し酒
(はげおやじのかくしがけ)

21

16



日本酒・リキュール

杉田酒造
株式会社

(すぎたしゅうぞう)

〒323-0056
小山市大字上泉237
【電話】0285-38-0005
【HP】<http://sugitasyuzou.co.jp>

仕込みは日光山系伏流水。搾りは槽(ふね)を使用。造り手は南部杜氏。大きな酒蔵ではありませんが、「手間を惜しまず」をモットーとしております。

雄東正宗
(ゆうとうまさむね)



~栃木県立美術館からのお知らせ~

今日の彫刻 Motohiro Tomii: Sculptures

富井大裕展

日筆、ゼムクリップ、両頭、
などの多種多様な事務
ぐる、重ねる、束ねる、折り
などというシンプルな日常的
な行為が1973年生まれのは、
し、無二の彫刻としての新

はって基本的機能をはく奪
・机しまま、せんから作品
会システムの中で個々人が
いるプロセスのタフナーとも
妻(夫)というものの経済ブ
リーフ展示・消費・保存(不
可もする形にはます。
る特性は中庸的に開かれ、
複雑能的な自由の場と
有用品が彫刻に変容し、
度システムによって、誰もが
る富井大裕の新作を中心
の“彫刻”とともに、私たち
体ります。

トルソ、或いはチャーハン



2023.7.8[土]—9.3[日]

9:30-17:00(入館は16:30まで) 休館日 月曜日(7月17日は開館)、7月18日[火]

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts, Japan

観覧料 | 一般:1000(900)円、大高生:600(500)円、中学生以下無料 • ()内は20名以上の団体
主催 | 栃木県立美術館 助成 | 芸術文化振興基金 協力 | Yumiko Chiba Associates
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 Tel 028-621-3566 http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



色とりどりのスーパー・ボル、付箋、色々
折り紙、コピー用紙、段ボール、ハンマ、
用品や道具類などに、積み上げる、並べ
曲げる、立てる、寝かせる、傾斜させる
行為を行なうことにより富井大裕(ひみ
既製品から本來の意味や機能を解放し
たな様相を観前させます。

大量生産された消費財は、富井によ
めながらも、オリジナリティの形態と色彩を
へモディファイされます。この変容は社会
になら後脚から各人が自由と解放され
なっています。また生活・流通・消費・便
利性といった中庸的に停止されるとともに、創
造性といつづけをも持つ美術品の持異性
として彫刻家の能動性と觀賞者の受
美術館や家庭や学校やオフィスが分離で
て生じます。家庭用品や文房具、事
かつ彫刻が生活世界へと還元される往々
彫刻家にならうことの可能性を確信させ
して約1カ月/約45件/約2800点
の持つ創造性を自由に解放する機会を

ライフプランコラム「いま、できる、こと」



父親と20歳になった娘の会話 「国民年金ってどうなの？」



6年前の夏、わが娘が20歳になったとき、娘の誕生日月に、日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が自宅に届いたので、手続きを進めました。娘は年明けに予定されている成人式をまだ迎えていませんでした。ですから、父親としては、この届書ではじめて「わが娘も成人したんだ！」と実感することになり、結構印象的な出来事になった、という訳です。その余韻に浸る間もなく、後日、「年金手帳」と「国民年金保険料納付書」が送られてきました。そうです、20歳になると、国民年金保険料を払わなければならないのです。以下、父親と娘の会話です。

父親 「国民年金と厚生年金のことを、公的年金って言うんだけど、これまで学校で習ったことある？」

娘 「うへん、習ってないのか、忘れたのか、分からない…。というか、私、リケジョだから。」

父親 「いやいや、理系とか文系は関係なく、みんな20歳になれば、国民年金に強制加入することになって、60歳になるまで保険料を払うことになるんだけど。」

娘 「でも、私、払えないよ、毎月16,520円※1なんて。私のお小遣いよりも多いし…。あっ、思い出した！これからどんどんお年寄りが増えるから、今の若い子は、払い損になるって話だよね。だから保険料を払っていない人も多いって、聞いたことがあるけど。」

父親 「実は結構お得な制度なんだよ、国民年金って。」

娘 「えっ、そうなの？ どういうこと？」

父親 「ざっくりいいから、自分がいくら払って、いくら受け取れるのか計算してみようか、リケジョなんだから。」



娘 「…。（スマホを取り出しながら）え～っと、月16,520円だと1年で20万円だから、40年で800万円くらい。年金はどれくらい受け取れるの？」

父親 「ざっくりいえば、年80万円※2。この金額を65歳から死ぬまでずっと受け取れるってこと。」

娘 「えっ、40年で払った保険料の元が10年で取れて、今80歳のおじいちゃんやおばあちゃんみたいに長生きすれば、その分は丸儲けってことなの？」

父親 「おっ、さすがリケジョ！ 損得の計算は早いね。国民年金はさらに障害保険や遺族補償のようなものもついてるので、保険料はちゃんと払った方がいいよ。これは大人になった娘へお父さんからのアドバイス(笑)」

娘 「あっさ～す(苦笑)。でも、お母さんも学生の頃は保険料を払ってなかったって言ってたけど。」

父親 「えっ、ホント？ まずアドバイスしなきゃいけない先を間違ってたってことか、お父さんは…(冷汗)。」

※1 令和5年度の国民年金保険料の月額

※2 令和5年度は満額で795,000円

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

猛暑が続いています。近年の猛暑は、体温より高い気温、湿度も飽和状態と尋常ではありません。人間にとて危険な状況だと感じます。

高温は、よくサウナや砂漠に例えられますが、サウナ内の床は乾き、砂漠でも水気はありません。火傷するほどの高温は大変なことですが、実は、体温より少し高い気温で湿度が飽和している状況、これは皮膚表面から体の熱を放出できないという点において、相当、危険なのではないか？皮膚表面で水が液体から気体になると同時に体熱が奪われる、この仕組みが体温コントロールに重要と、風に当たりながら実感します。

一方、地球の表面も、水分が蒸発するときに冷える訳で、夕立を待ち望みますが雨雲はありません。

南欧では昼寝を挟んで朝と夕方に仕事をすると聞きます。白い壁、青い海を思い描いて水を一口、朝晩は涼しくなってきたと言えるまであと少し、どうにか乗り切りたいものです。

－事務局だより－

☆ 7月11日(火)

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、東京都港区の全国産業資源循環連合会において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 7月21日(金)

青年部役員会が、宇都宮市内において開催され、小林部長ほか9名が出席し、諸議題について協議しました。

☆ 7月28日(金)

令和5年度第1回栃木県プラスチック資源循環推進協議会が、栃木県庁において開催され、大森事務局長が代理出席しました。